

中小企業競争力強化支援事業補助金のご案内

*本制度は、以下に掲げる国際標準化機構（ISO）の国際規格等の認証取得や、特許権等の知的財産権を取得するために出願した中小企業者に対し、当該取得又は出願に要した経費の一部を補助し、当該企業の国内及び国際競争力を高め、経営基盤の安定及び体質強化を支援するものです。

◆補助対象事業

	対象事業	対象経費	補助限度額
1	ISO9000 シリーズ （品質マネジメントシステム）認証取得	審査登録機関に支払う審査登録経費（申請料、基本料、審査料、登録料）並びにコンサルタント委託経費	50万円
2	ISO14000 シリーズ （環境マネジメントシステム）認証取得		
3	ISO22000 シリーズ （食品安全マネジメントシステム）認証取得		
4	ISO27000 シリーズ （情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得		
5	エコアクション21 認証取得		30万円
6	特許権取得出願	出願料、審査請求料及び弁理士手数料	20万円
7	実用新案権取得出願		
8	意匠権取得出願		10万円
9	商標権取得出願		

◆補助対象者

- * 那須烏山市内に事業所があり、市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者
- * ISO・エコアクション21 認証にあっては市内の工場、事業所、営業所等を対象にした認証の取得を目的とし、特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願にあっては自社名義による権利の取得を目的とするものであること
- * 市税及び水道料金等を滞納していないこと

◆補助率 *対象経費の2分の1以内

◆申込手続き

事前申請が必要です。市役所商工観光課へお申し込みください。

※補助金の交付を申請できるのは、1年度につき1事業1件のみとなります。

※年度内に補助対象事業が完了することが必要です。（3月31日までに支払を完了した経費が補助対象です）



申込・お問い合わせ先

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ（那須烏山市役所烏山庁舎内）

TEL：0287-83-1115 Fax：0287-83-1142

e-mail：shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp